

「住居確保給付金の支給事務の取扱問答 2020-03」（抜粋）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000623740.pdf>

問 4 (2) - 1 (支給日)

住居確保給付金は月ごとに支給することになっているが、支給日はいつになるのか。

また、不動産媒介業者等が、対象となる家賃に対して、前月支給を求めた場合の対応如何。

答 支給日については、対象となる家賃に対して、前月支給でも当月支給でも可能であり、不動産媒介業者等とも調整の上、決定していただきたい。

問 4 (3) - 2 (住居確保給付金の振込先)

住居確保給付金の振込先については、「入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2 - 1）」において、「貸主又は貸主から委託を受けた事業者」となっているが、「委託を受けた事業者」には家賃保証会社も含まれるとの認識で差し支えないか。

答 貸主との契約があるという前提ではあるが、「委託を受けた事業者」には、不動産媒介業者のみならず、家賃保証会社、住宅管理会社、サブリース業者も含まれる。